

平 戸 市 監 査 公 表 第 92 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 26 年 5 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

福祉保健部保健センター

第 2 監査の期間

平成 26 年 1 月 14 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～24 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

今回監査の結果、概ね良好に処理されていることが認められた。

なお、事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭で指導し、特に指摘事項等はないと認めた。

第6 むすび

所管事務は、予防接種、各種健康診査、保健指導、健康教育、健康相談、母子保健、健康づくりの普及及び指導、さらには生活習慣病予防、地域医療の連携等に関する事務であり、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため各種事業に取り組んでいる。

特に、食育推進事業、健康づくり推進員活動、食生活改善推進事業の3事業については、市が推進している市民と行政による協働事業として有意義な事例であり、今後、事業間交流及び行政による調整、支援が行われることにより、これらの活動がさらに地域に開かれ、「食と健康と生活教育」の場としての役割を果たすことで、地域住民の自立が生まれ、地域コミュニティーの活性化に繋がっていくものとする。